

# 弁理士法人 RIN IP Partners

2025年12月22日

## 国内審判決紹介

日本国内の審決・判決の中から興味深かったものをお紹介します。

担当：松嶋 舞花

### ■目次

#### ・判決紹介

観念同一により商標の類否判断が逆転した事案（「COSME MUSEUM」VS「Cosmetic Museum」事件）

#### ・審決紹介

一体的な観念が生じるとして商標非類似と判断された事案（商標「VITAL SHOES」）

### ■判決紹介

観念同一により商標の類否判断が逆転した事案（「COSME MUSEUM」VS「Cosmetic Museum」事件）

判決言渡日：令和7年11月17日 事件番号：令和6年（行ケ）第10104号 審決取消請求事件

#### ・事案概要

両商標は観念が同一であり、外観及び称呼の相違は、観念の同一性を凌駕するものではないとして、無効審判不成立審決が取り消された。

	本件商標（被告登録6746429）	引用商標（原告登録6717335）
商標	COSME MUSEUM	Cosmetic Museum (標準文字)
出願日	2023年2月24日	2023年2月16日
登録日	2023年10月19日	2023年7月13日

指定商品役務	35類：化粧品・歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、等	3類：口臭用消臭剤、動物用防臭剤、せっけん類、歯磨き、入浴剤（医療用のものを除く。）、化粧品、香料、薰料、つけづめ、つけまつ毛
--------	---	---

・判決概要（原審との比較・下線は筆者）

	審決	判決
外観	本件商標と引用商標の外観を比較すると、 <u>両者は「t i c」の文字の有無の差異に加え、本件商標が欧文字の大文字のみからなるのに対し、引用商標が欧文字の大文字と小文字からなる点においても相違すること</u> から、視覚上明らかに区別できるものであり、外観上相紛れるおそれはない。	本件商標の構成のうち初めの5文字「COS ME」と、引用商標の初めの8文字「Cos me t i c」のうちの最初の5文字は、「t i c」の有無の点で異なるが、冒頭のCが大文字である点で共通するほか、それに続く4文字は、 <u>大文字であるか小文字であるかの違いはあるものの、同じ文字である</u> 。また、本件商標のうち後半の6文字の「MUSEUM」と引用商標の後半の6文字の「Mus eum」は、 <u>二文字目以降が大文字であるか小文字であるかの違いはあるものの、同じ文字である</u> 。これらの点を考慮すると、本件商標の外観と引用商標の外観との相違はそれほど大きくないものと認められる。
称呼	本件商標から生じる称呼「コスメミュージアム」と、引用商標から生じる称呼「コスマティックミュージアム」とは、 <u>中間の「ティック」の音の有無において明らかに相違し、明確に聴別できる</u> 。	本件商標全体から生じる称呼「コスメミュージアム」と、引用商標全体から生じる称呼「コスマティックミュージアム」又は「コスマティックミュージアム」とは、構成音及び構成音数が異なる。しかし、いずれの称呼にも、初めに「コスメ」が、後に「ミュージアム」が含まれており、 <u>異なる部分は、中間の「チック」又は「ティック」の有無であって、語感が大きく異なることはなく、構成音数の相違も大きなものではない</u> 。そうすると、本件商標の称呼と引用商標の称呼との相違はそれほど大きくないものと認められる。
観念	両者はともに特定の觀念を生じないものであるから、觀念においては比較できない。	本件商標全体からも、引用商標全体からも、 <u>「化粧品の博物館」ほどの觀念が生じるから、本件商標全体から生じる觀念と、引用商標全体から生じる觀念は同一である</u> 。

・寸評

特許庁と裁判所における商標の類否判断に差異が表れた事案として取り上げました。審判では、両商標は特定の觀念を生じないと判断されたのに対し、判決では、両商標から「化粧品の

博物館」程の同一の観念が生じると判断されています。「COSME」と「Cosmetic」の語は別個の出所を示す表示として使用されている実情はなく、誤認混同が生じるといえ、裁判所の判断は妥当であると思われます。

両商標の出願日はたった8日違いであり、採択した商標が偶然類似した珍しい事案と思いますが、先願主義の下では一刻も早い出願日の確保が重要と感じます。

## ■審決紹介

### 一体的な観念が生じるとして商標非類似と判断された事案（商標「VITAL SHOES」）

審決日：令和7年11月4日 不服 2025-008342

#### ・事案概要

本願商標からは一体的な観念が生じることから一体不可分の商標と認識され、「VITAL」からなる引用商標とは非類似と判断された。

本願商標	引用商標
バイタルシューズ VITAL SHOES  (25類：履物及び運動用特殊靴、下駄、 スリッパ、サンダル、ミュール)	VITAL  (25類：履物)

#### ・審決概要

本願商標の構成文字から生じる「バイタルシューズ」の称呼も無理なく一連に称呼し得るものであり、「VITAL」の欧文字及びその片仮名表記である「バイタル」は、「活力に満ちた、活気のある、力強い」（「新英和中辞典 第7版」研究社）等の意味を有する形容詞で、後ろの名詞を修飾する語であるから、本願商標からは、「活気のある力強い靴」ほどのまとまった観念を想起させるものである。そうすると、本願商標に接する需要者は、殊更「バイタル」の片仮名及び「VITAL」の欧文字部分のみに着目するというより、むしろ構成全体をもって一体不可分のものと認識し把握するとみるのが自然である。

#### ・寸評

「VITAL SHOES」中、「SHOES」部分が指定商品の普通名称を表す英語であることから、明らかに識別力は無い又は極めて弱いと考えられるため、本願商標から生じる「活気のある力強い靴」の観念が一体的であるとしても、両者が「履物」に使用された場合には、誤認混同が生じるおそれは依然としてあるように思われます。普通名称と結合した後願商標と非類似と判断される

ことにより、先願商標の権利範囲が狭く解釈されるケースが散見されるため、後願排除効がどこまで及ぶのか個々の事例ごとに異なり、悩ましいと感じます。



内容に関し、ご意見やご感想などございましたら、お気軽に<rinip@rin.or.jp>までお寄せください。